

別表第2（第3条関係）

高知県市町村等事務処理交付金の交付基準
市町村が事務を処理する上で必要な経費は、次の区分による。 1 令和7年度の実務処理実績見込み（処理件数及び処理時間）を基準に算定する額 ア 事務処理に要する人件費相当額（人件費単価は、令和7年度の普通交付税の基準財政需要額における、職員A及び職員Bの単価） イ 特定の事務に限って必要と認められる、個別の事務費相当額 ウ 各事務に共通して必要となる一般的な事務費相当額 ※ただし、次の事務については、次のとおりとする。 ・2年に1度発生する事務については、令和6年度の処理実績件数と令和7年度の処理実績見込み件数を合算した件数に2分の1を乗じて得た件数を基準に算定する額 ・令和8年度に新たに移譲された事務で、県による過去の実績を把握することができる場合は、令和7年度に県が処理する事務処理実績見込み（処理件数及び処理時間）を基準に算定する額 ・令和7年度途中及び令和8年度に新たに生じた事務のため、県による過去の実績がない場合は、令和8年度に市町村が処理する事務処理実績見込み（処理件数及び処理時間）を基準に算定する額 2 新たに権限移譲を受けるに当たり、事務処理体制等を整備するために特に必要となる経費相当額 3 新たに「市町村への権限移譲推進プラン」に基づく権限移譲を受けるに当たり、移譲された事務の専門知識等の習得及び定着のために必要となる経費 （権限移譲年度：1事務当たり10万円、権限移譲翌年度及び翌々年度：1事務当たり5万円） 4 事務処理実績にかかわらず、事務処理を行う前提に立って一律に必要があると認められる経費相当額 （定額：1団体当たり15,000円） 5 当該年度途中での合併市町村については、旧市町村単位で算定するものとする。 6 令和7年度に事務処理実績見込みを基準に交付した額については、事務処理実績を基準に算定した額との差額を令和8年度高知県市町村等事務処理交付金で調整する。 7 前の区分に掲げるもののほか、知事が特に認める経費